

トカラ列島と奄美大島間の航行区域の沿海区域化について

平成 19 年 3 月 2 日

海事局安全基準課

今般、トカラ列島と奄美大島間の海域をこれまでの「近海区域」から「沿海区域」に変更するための所要の法令改正を行いましたので、お知らせします。

1. 改正法令：船舶安全法施行規則
2. 公布・施行日：平成 19 年 3 月 1 日
3. 改正内容：新たに「東は東経 129 度 50 分、南は北緯 28 度 30 分、西は東経 128 度 55 分、北は北緯 29 度 13 分の線により囲まれた水域」を沿海区域として追加(参考図)

(改正の背景)

船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)及び同法施行規則では、水域を平水、沿海、近海、遠洋の 4 種類の航行区域に区分し、船舶の航行区域に応じて構造設備基準を定めています。鹿児島県トカラ列島と同県奄美大島間の海域は、それぞれの距岸 20 海里までが沿海区域となっていますが、両区域の間に約 3 海里の近海区域が存在し、かねてより地元自治体・事業者等から、当該海域の沿海区域化に関する要望が出されてきました。

これを受け、国土交通省では、昨年 6 月に学識経験者及び関係者から成る「トカラ列島と奄美大島間の航行区域に関する検討会」(委員長：小瀬邦治広島大学大学院工学研究科教授)を設置し、対象海域の気象海象状況等を踏まえた安全性の評価等を通じ、当該海域の航行区域の今後のあり方について検討を行ってきました。その結果、昨年 11 月に開催された第 3 回会合において「同海域を沿海区域とすることが適当」との検討結果が取りまとめられたことを受け、今回の法令改正を行ったものです。

別添 参考図：奄美大島、トカラ列島周辺の航行区域図

